

「南アフリカ共和国産スウィートオレンジ，レモン及びグレープフルーツ並びにスワジランド王国産スウィートオレンジ及びグレープフルーツの生果実に関する植物検疫実施細則」（昭和48年5月24日付け48農蚕第3113号農蚕園芸局長通達）一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）<u>別表1の付表第4及び第5</u>の南アフリカ共和国産のバレンシア種，ワシントンネーブル種，トマンゴ種及びプロテア種のスウィートオレンジ，レモン並びにグレープフルーツ並びにスワジランド王国産のバレンシア種，ワシントンネーブル種，トマンゴ種及びプロテア種のスウィートオレンジ並びにグレープフルーツの生果実（以下「生果実」という。）に係る植物検疫の実施については，昭和48年5月24日農林省告示第1045号（以下「告示」という。）で規定するもののほか，この細則に定めるところによる。 1 消毒施設 （1）<u>告示6の（2）</u>のアの低温処理施設は，次の条件を満足しているものとする。 ア〔略〕 イ〔略〕 ウ 部屋内の温度（冷却風の入口及び出口の2か所）及び生果実の中心部の温度（部屋中央及び冷却風の出口<u>付近</u>の2か所）を外部から随時確認できる自記温度記録装置を有す	植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）<u>別表1の1の項</u>の南アフリカ共和国産のバレンシア種，ワシントンネーブル種，トマンゴ種及びプロテア種のスウィートオレンジ，レモン並びにグレープフルーツ並びにスワジランド王国産のバレンシア種，ワシントンネーブル種，トマンゴ種及びプロテア種のスウィートオレンジ並びにグレープフルーツの生果実（以下「生果実」という。）に係る植物検疫の実施については，昭和48年5月24日農林省告示第1045号（以下「告示」という。）で規定するもののほか，この細則に定めるところによる。 1 消毒施設 （1）<u>告示3の（4）</u>のアの低温処理施設は，次の条件を満足しているものとする。 ア〔略〕 イ〔略〕 ウ 部屋内の温度（冷却風の入口及び出口の2か所）及び生果実の中心部の温度（部屋中央及び冷却風の出口<u>附近</u>の2か所）を外部から随時確認できる自記温度記録装置を有す

改 正 後	現 行
ること。 (2) <u>告示6の(2)のイ</u>の低温処理船舶は、次の条件を満足しているものとする。	ること。 (2) <u>告示3の(4)のイ</u>の低温処理船舶は、次の条件を満足しているものとする。
2 積込み時の措置 <u>告示7</u>の積込み時の措置は、次に掲げるもののいずれかによること。ただし、航空機へ積み込むときは、(2)の措置に限ること。	2 積込み時の措置 <u>告示6</u>の積込み時の措置は、次に掲げるもののいずれかによること。ただし、航空機へ積み込むときは、(2)の措置に限ること。
4 検査及び消毒の確認 (1) 低温処理施設において消毒が行われる場合 ア 消毒の実施の確認 <u>告示6の(2)のア</u>の消毒の実施の確認は、次により、原則として南アフリカ共和国植物防疫機関と共同して行うものとする。 (ア) 〔略〕 (ウ) イ 輸出検査の確認 (ア) <u>告示6の(1)</u>の検査の確認は、原則として南アフリカ共和国植物防疫機関が行う検査と共同して、生果実の	4 検査及び消毒の確認 (1) 低温処理施設において消毒が行われる場合 ア 消毒の実施の確認 <u>告示3の(4)のア</u>の消毒の実施の確認は、次により、原則として南アフリカ共和国植物防疫機関と共同して行うものとする。 (ア) 〔略〕 (ウ) イ 輸出検査の確認 (ア) <u>告示3の(3)</u>の検査の確認は、原則として南アフリカ共和国植物防疫機関が行う検査と共同して、生果実の

改 正 後	現 行
種類別（スウィートオレンジにあっては品種別）にこん包数の２パーセント以上について行い、<u>検疫有害動植物</u>，特にチチュウカイミバエのほか，かんきつ黒星病菌，フオールスコドリンモス又はカイガラムシ類がないことを確認すること。 （イ）（ア）の検査の確認の結果，チチュウカイミバエが発見されたときは，チチュウカイミバエが<u>付着</u>した原因について南アフリカ共和国植物防疫機関及びスワジランド王国農務省と共同して調査し，その原因が判明するまでは以後の消毒の確認を行わないこと。 ウ <u>植物検疫証明書</u> 植物防疫官は，アにより消毒が完全に行われたこと及びイの（ア）により<u>検疫有害動植物</u>がないことを確認したときは，植物検疫証明書の余白に<u>氏名を記入し，押印するものとする。</u> （２）低温処理船舶において消毒が行われる場合 ア 輸出検査の確認 （ア）<u>告示６の（１）</u>の検査の確認は，原則として南アフリカ共和国植物防疫機関が行う検査と共同して，生果実の種類別（スウィートオレンジにあっては品種別）にこん	種類別（スウィートオレンジにあっては品種別）にこん包数の２パーセント以上について行い，<u>有害動物又は有害植物</u>，特にチチュウカイミバエのほか，かんきつ黒星病菌，フオールスコドリンモス又はカイガラムシ類がないことを確認すること。 （イ）（ア）の検査の確認の結果，チチュウカイミバエが発見されたときは，チチュウカイミバエが<u>附着</u>した原因について南アフリカ共和国植物防疫機関及びスワジランド王国農務省と共同して調査し，その原因が判明するまでは以後の消毒の確認を行わないこと。 ウ <u>検疫証明書の附記</u> 植物防疫官は，アにより消毒が完全に行われたこと及びイの（ア）により<u>有害動物又は有害植物</u>がないことを確認したときは，植物検疫証明書の余白に<u>それぞれ確認したと，確認年月日及び当該植物防疫官の氏名を附記するものとする。</u> （２）低温処理船舶において消毒が行われる場合 ア 輸出検査の確認 （ア）<u>告示３の（３）</u>の検査の確認は，原則として南アフリカ共和国植物防疫機関が行う検査と共同して，生果実の種類別（スウィートオレンジにあっては品種別）にこん

改 正 後	現 行
包数の２パーセント以上について行い、<u>検疫有害動植物</u>、特にチチュウカイミバエのほか、かんきつ黒星病菌、フオールスコドリンスモス又はカイガラムシ類がないことを確認すること。 (イ) [略] イ 消毒の開始の確認 <u>告示６の（２）</u>のイの輸出港における消毒の開始の確認は、次により、原則として南アフリカ共和国植物防疫機関と共同して行うものとする。 (ア) ↳ [略] (オ) ウ 消毒の終了の確認 <u>告示６の（２）</u>のイの輸入港における消毒終了の確認は、次により、原則として南アフリカ共和国植物防疫機関と共同して行うものとする。 (ア) [略] (イ) [略] エ 植物検疫証明書 植物防疫官は、アの（ア）により<u>検疫有害動植物</u>がないこと、イにより<u>告示６の（２）</u>の消毒が開始されたこと及	包数の２パーセント以上について行い、<u>有害動物又は有害植物</u>、特にチチュウカイミバエのほか、かんきつ黒星病菌、フオールスコドリンスモス又はカイガラムシ類がないことを確認すること。 (イ) [略] イ 消毒の開始の確認 <u>告示３の（４）</u>のイの輸出港における消毒の開始の確認は、次により、原則として南アフリカ共和国植物防疫機関と共同して行うものとする。 (ア) ↳ [略] (オ) ウ 消毒の終了の確認 <u>告示３の（４）</u>のイの輸入港における消毒終了の確認は、次により、原則として南アフリカ共和国植物防疫機関と共同して行うものとする。 (ア) [略] (イ) [略] エ 植物検疫証明書の附記 植物防疫官は、アの（ア）により<u>有害動物又は有害植物</u>がないこと、イにより<u>告示３の（４）</u>消毒が開始されたこ

改 正 後	現 行
びウにより当該消毒が終了されていることを確認したときは、植物検疫証明書の余白に<u>氏名を記入し、押印するものとする。</u> なお、ウの確認により消毒が完全に実施されていなかった場合には、当該船舶の船室詰生果実は、南アフリカ共和国植物防疫機関の責任により返送されるものとする。 5 表示 <u>告示 8 の表示は、それぞれ次の様式によるものとし、輸出植物検疫終了の表示は生果実の表面に、また、仕向地の表示はこん包の側面等の見やすい場所に、容易に確認できる大きさでなされるものとする。</u> (1) <u>輸出植物検疫終了の表示</u> [様式略]	と及びウにより当該消毒が終了されていることを確認したときは、植物検疫証明書の余白に、<u>それぞれ確認したこと、確認年月日及び当該植物防疫官の氏名を附記するものとする。</u> なお、ウの確認により消毒が完全に実施されていなかった場合には、当該船舶の船室詰生果実は、南アフリカ共和国植物防疫機関の責任により返送されるものとする。 5 表示 <u>告示 7 の生果実及びこん包の表示は、それぞれ次の様式によるものとする。</u> (1) <u>生果実の表示</u> [様式略] (注) <u>寸法は、おおむね、縦 1.2センチメートル、横 1.7センチメートルとする。</u>

改 正 後	現 行
(2) <u>仕向地</u>の表示 [様式略] 6 輸入検査 (1) 輸入検査は、輸入港において、当該生果実及び<u>添付</u>されている植物検疫証明書を確認して行うものとする。 (2) 植物検疫証明書が<u>添付</u>されていない場合、<u>告示6の植物防疫官による確認が行われていない場合</u>、告示4の(1)の封印が<u>こん包又は束ねたこん包</u>になされていない場合、<u>告示8の表示がなされていない場合又はこん包が破損している場合</u>（低温処理船舶において消毒が行われたときを除く。）には、当該生果実の廃棄又は返送を命ずるものとする。 (3) [略] (4) [略] ア [略] イ 前記アのチチュウカイミバエが<u>付着</u>した原因について南アフリカ共和国植物防疫機関及びスワジランド王国農務省	(2) <u>こん包</u>の表示 [様式略] (注) 寸法は、<u>おおむね、縦 2.5センチメートル、横 6.5センチメートルとする。</u> 6 輸入検査 (1) 輸入検査は、輸入港において、当該生果実及び<u>添附</u>されている植物検疫証明書を確認して行うものとする。 (2) <u>告示3の(3)の植物防疫官による附記がなされている植物検疫証明書が添附</u>されていない場合、告示4の(1)の封印が<u>こん包</u>になされていない場合、<u>告示7の表示がなされていない場合又はこん包が破損している場合</u>（低温処理船舶において消毒が行われたときを除く。）には、当該生果実の廃棄又は返送を命ずるものとする。 (3) [略] (4) [略] ア [略] イ 前記アのチチュウカイミバエが<u>附着</u>した原因について南アフリカ共和国植物防疫機関及びスワジランド王国農務省

改正後	現行
と共同して調査し，その原因が判明するまでは以後の輸入検査を中止すること。	と共同して調査し，その原因が判明するまでは以後の輸入検査を中止すること。